

原発は巨大な利権。住民は民主主義の最後の砦―司法にと望みを託すが住民敗訴の連戦連敗。ただ一回だけ商業用原発訴訟で、五年前に住民勝訴判決を言い渡した裁判長がいた。司法と原発を問う。

## 司法の原発責任を問う―井戸謙一

ジャーナリスト 西村 秀樹

### 【商業用原発訴訟で唯一の住民勝訴】

北陸の春は遅い。三月の金沢はまだ肌寒い。五年前（二〇〇六年）の三月二四日、お城の隣、金沢地方裁判所で北陸電力志賀原発裁判が判決日を迎えた。法廷正面、三人並んだ裁判官の中央で黒い法衣姿の裁判長が落ち着いた声で判決文を読み上げる。

「主文。被告（北陸電力）は、志賀<sup>しか</sup>原子力発電所二号原子炉を運転してはならない」。

一瞬、傍聴席がどよめいた。原発周辺住民ら原告側にとつて待ちに待った判決だ。商業用原発で日本初の住民勝訴判

決である。

裁判長の名前は井戸謙一。なぜ原発運転の差し止め判決を言い渡したのか。今年春に裁判官を辞め、弁護士として新たな人生を踏みだした井戸を滋賀県の事務所を訪ねた。

――原発の運転差し止め判決を言い渡した裁判長は、福島原発事故のとき何を考えましたか？

井戸…（原発事故を）危惧していましたが、こんなに早かったのかというのが第一印象です。

震災の翌日（三月二二日）、福島原発一号機が爆発しました。テレビは確かに建物から煙がでて爆発した映像を繰り返

原発差し止め判決を言い渡した元裁判長・井戸謙一はジャーナリスト志望であった



返し放送しているのに、政府は何も発表しない。私は水蒸気爆発がおき、原子力建屋だけでなく内部（原子炉本体）が損傷したチェルノブイリ事故の再来だと直感しました。家族全員に「こうなった以上は、各人が自分で考え、自分で行動を決めろ」とメールを送りました。

結果的には、水蒸気爆発ではなくて燃料溶融による水素爆発だし、原子炉本体ではなくて建屋でした。

### 【ジャーナリスト志望】

井戸謙一は一九五四年三月大阪生まれ。この年月は日本の原子力開発にとって象徴的な意味をもつ。第五福竜丸がアメリカの水爆実験をビキニ環礁沖で被曝（三月一日）、無線長の久保山愛吉が死亡。中曽根康弘らが原子力予算案を国会に提出（三月三日）、日本の原子力開発元年にあたる。

井戸の父親は国鉄労働者。父親の影響か、社会への関心は小中学生のころから強く、新聞記者本多勝一にあこがれジャーナリスト志望であった。大阪・堺の三国丘高校から東京大学に進学する。司法試験に挑戦する友人たちに励まされ在学中から司法試験の受験勉強にいそしみ、二一歳で合格した（一九七五年）。

一九七九年四月、神戸地裁判事補を振り出しに甲府地家裁や大阪高裁判事を経験した。九三年、職務代行で大阪高

裁判事の陪席の主任判事として参議院選挙の定数訴訟で違憲判決を書いた経験をもつ。判決日、違憲判決なので気分つていつもより早めに登庁したら、裁判長が「時間ですね。じゃ行きましょうか」と淡々と法廷に向かう。その後ろ姿を見てすごく感動したという。

判決は予断をもたず主張と立証を吟味し裁判官三人で合議し良心に照らした判決を書けばよいのだと痛感した。

金沢地裁の部総括判事時代、井戸はここで国策に抗う二つの判決を言い渡す。一つは住基ネットの違憲判決。「住基ネットからの離脱を求めている原告らの情報を住基ネット上で利用することはプライバシーの保護を認めた憲法三条に違反する」との判決を言い渡した。

### 【原発運転差し止め判決】

井戸がもう一つ言い渡した画期的な判決が北陸電力の志賀原発訴訟だ。

北陸電力は、未だ原発を保有しない沖縄電力を除けば、九つある電力会社の中で最も遅く原発に着手した電力会社で、能登半島の中部西側、志賀町に一九八三年志賀原発一号機を着工、続いて一九九二年二号機を着工した。

一九九九年、周辺住民が原告となって、建設（のち運転）差し止めを求める民事訴訟を起こし、七年後、判決日を迎

えた。井戸謙一裁判長は三人の合議の末、結論を出した。

一番の争点は、国の耐震設計審査指針の妥当性である。判決はこうだ。「想定を超える地震が起きた場合、外部電源の喪失、非常用電源の喪失。配管の破断、冷却材の減少、喪失さまざまな故障が同時に発生する可能性が高く、多重防護が有効に機能するとは思えない。炉心溶融事故の可能性もある」。「本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする蓋然性があるといわざるを得ない」と結論づけた。

三・一で私たちが目の当たりにしたフクシマ原発の重大事故がみごとに予見されている。前提条件を説明する。

そもそも国の耐震設計審査指針は一九七八年に初めて策定され、阪神大震災（九五年）の経験を受けて、新しい指針を作る作業中に、志賀原発訴訟が進行した。被告の北陸電力は新しい指針が発表されればそれに従うと裁判で表明したものの、工事を裁判中も休むことなく進め、判決の直前、三月一五日営業運転を開始した。北陸電力は既成事実を積み重ね、判決日は運転開始から九日目だった。

判決の骨子はこうであった。「北陸電力（被告）による志賀原発二号機の耐震設計には、ア、直下地震の想定が小規模に過ぎる。イ、考慮すべき邑知潟断層帯（おうちがた）による地震を考慮していない。ウ、基準地震動の想定方法に妥当性がない。よって、被告の想定を超えた地震動によって本件原発に事

故が起こり、原告（住民ら）が上記被曝をする具体的可能性があることが認められる。これに対する被告の反証は成功しなかったから、上記の具体的危険があると推認すべきである」。

### 【争点は原発の耐震指針】

——住民は原発の運転差し止めを請求、電力会社は「国の指針に従い、許可を受けての設置だ」と反論。何が争点として煮詰まって行きましたか。

井戸●争点は耐震性の問題だけではなく、いろいろな問題におよびました。原告側はそれぞれの点について立証し、がんばってやられたと思いますが、耐震性以外の争点については決め手に欠けた。耐震性以外の論点については（運転差し止めの）決断には至りませんでした。

——結局、耐震指針がポイントでしょうか。

井戸●もともと従来の耐震指針が時代遅れだという住民側の主張があつて、たとえ旧耐震指針に適合しているからといって安全だとは言えないとの主張がありました。「それもなるほど」と理解できる点が多々ありました。

それと活断層が確認されていないけれども、直下の地震がおきるとして、どの程度の規模の地震を想定すべきかという問題があつて、活断層が未確認の場所で直下型地震が

（おきたケースが日本各地で起きていた。それだけで「問題がある」という結論を出せたのかどうか、そのあたりは考えていたところですが（実際はそうではなかった）。

——決め手になったのは何ですか。

井戸●政府の地質調査研究推進本部、地質調査委員会の調査結果です。志賀原発近くの活断層の評価を変え、「邑知潟断層帯が動けば、マグニチュード（M）7・6程度」と結論を出しました。にもかかわらず、北陸電力は、個々の断層（せいぜい八キロメートル）が動くことはあつても、邑知潟断層帯四四キロメートルが全体として動くこととはないとなりました。

もう一つ、宮城県沖地震により東北電力女川おながわ原発で想定外の重力加速度を観測しました。そうなると、従来の耐震指針では問題があることが判りました。

この二点が、背中を押ししましたね。

耐震性の問題は重要な論点なので、その点について北陸電力に反論を求めましたが、まあ、まともなといえますか、説得力のある反論がなされませんでした。この論点について（北陸電力側が）十分説得力のある反論がなされない以上、（住民の勝訴と）決断せざるをえないと考えました。

——地震学者の石橋克彦さんが一九九七年雑誌「科学」で発表した論文『原発震災』は説得力がありましたか。

井戸…いよいよ、核心部分ですね(苦笑)。志賀原発訴訟で石橋さんは証人にでていません、もんじゅ裁判での証言が書証として提出されました。

原発と地震を考える上で、石橋論文は原告の主張を裏付ける有力な証拠となったと思います。

### 【判決前、真冬に汗が噴き出て眠れず】

——原子力は国が推進。地域独占の電力会社は電力供給を義務づけられています。裁判所はこうした公共性と住民からの差し止め請求を、どうバランスをとるのか、むづかしい判断が求められますが。

井戸…理屈の上では受忍の許容限度内の被害かどうかが問われます。平常運転において外部に放出される放射能が累積したとき、どの程度の健康被害かという問題はその程度といえばなんですが、受忍の限度内と判断しました。

しかし耐震設計の問題では、電力会社は地震の際、単一のトラブルしか想定していません。が想定を越えた地震ではとうてい一か所のトラブルですむとは思えません。最悪の被害、多重事故の際の被害の甚大さを考えれば、人間の生命、身体というのは一番大切なものですから、受忍の範囲内とは言えないとの結論に達したのです。

——苦渋の選択と、推察しますが。

井戸…判決は裁判官三人の合議です。合議の自身はお話しできませんが、合議の結果がああ「運転差し止め」という判決です。

判決言い渡しの二か月くらい前が一番思い悩んだ時期です。週末はいつもなら赴任地の金沢から、滋賀県下の家族の許に帰るのですが、あの判決を書き上げる時期は週末も金沢で過ごしていました。いま思い返すと、判決後の社会的な反響を考えると、真冬なのに体中汗が噴き出て眠れないことも一回や二回のことではありませんでした。でも、結論はこれしかないし心を決め、判決の直前になったら、思い悩むこともなくなりました。

——判決後、ご家族の反応はいかがでしたか？

井戸…金沢の新聞などには裁判官の写真も大きく載りました。妻は「いい判決だったわ。惚れ直しました」と言ってくれました。長男も「いい判決だった」と励ましてくれましたが、三男は「どうせ上級審で判決はひっくり返るんだから」と、大人びた反応でしたね(ちなみに、井戸の妻順子は学生時代からの交際が実を結んだ恋人女房である)。

——事実、北陸電力は高裁に控訴し、控訴審の判決は住民逆転敗訴でしたね。

井戸…原発の耐震指針が一審判決後の二〇〇六年に改訂されましたから、その要素が大きいと思います。

——国策に抗う判決を出す、判事は懲罰人事で左遷されると世間ではよく言われますが、いかがでしたか。

井戸…金沢地裁の部総括判事の後の人事異動先は、京都地裁の部総括判事を経て大阪高裁判事ですから、世間様がどう評価するかはともかく、冷遇されたとは思っていません。

——なぜ判事を辞めたのですか。

井戸…もともと弁護士志望でした。判事の定年(最高裁判事と簡裁判事の七〇歳を除けば、六五歳)を待っていると弁護士活動が充分でなくなるのではと危惧し、家族と話し合い昨年秋に判事を辞めることを決断しました。ですから、三・一一とは関係ない理由で判事を辞めたのです。

### 【偶然から必然へ、三・一一で人生を変える】

井戸自身が認めているように、北陸電力志賀原発訴訟などの裁判官が担当するか、井戸が担当したのはまったくの偶然の結果である。

その偶然を井戸は「必然」に変える。

三・一一をきっかけに井戸の人生が変わっていく。「運命を受け入れようと思いました」と語る。原発訴訟で住民勝訴判決を出した元裁判官で、原発に詳しい井戸に弁護士てほしいとの要請が来た。その運命を選ぶ。

三・一一の直後、東京のテレビ局からインタビューの取

材申し込みがあったとき、井戸は志賀原発の判決を出したときの金沢地裁の二人の裁判官に連絡をとり、了解を求めた。合議による判決で、たった一人で決めたわけではないのに、一人だけクローズアップされるのは本意ではないと思つたからだ。

弁護士一年生になったばかりの今年四月、早くも原発裁判で住民の代理人になってほしいとの要請が二つ続いた。

そうはいっても、井戸は人生を変える途を一直線で進んだわけではない。三・一一から二か月目の五月の連休のころにインタビューしたときは、「あんな裁判官だから、あんな判決を言い渡したのだと、思われたくないんです」と、世間から色メガネで見られることに警戒心があると語っていた。それから四か月、九月上旬のインタビューでは、「あちらこちらからの市民集会への講演依頼があると、可能であれば引き受けるようになりました」と日程の詰まった手帳を手語った。少しずつ心境が変化していった。

### 【フクシマと若狭を舞台に裁判】

井戸が引き受けた仮処分申請のうち、一つは福島が舞台。二つめは福井・若狭の原発が舞台だ。

一つめを説明する。六月二四日、福島地裁郡山支部に、郡山市内の小中学生一四人が、郡山市教育委員会を相手に

放射性線量が基準値を下回るまで学校ごとの学童疎開を求める仮処分を申請した。

「早急に小中学校を危険区域外に移転して設置すべき法的義務を負う」と、いわゆる学童疎開を求めた。

今回のフクシマ原発事故で外部に漏れた放射性物質（セシウム一三七換算）はヒロシマ原爆の一六八個分だと、原子力安全・保安院が発生後数か月経ってようやく認められた。フクシマ原発に対するフランスやアメリカの対応や修復作業に従事する労働者たちの白い防護服など、フクシマはミニ核戦争の形相を示している。福島県の母親たちが子どもたちの健康を案じ、安心安全を求める気持ちは強い。

もう一つの仮処分申請は、八月二日、滋賀県下に居住する市民一六八人が、関西電力に対し、福井県若狭地方で定期点検中の原発七基の再稼働禁止を求めた。「生命と琵琶湖を守れ」という仮処分申請の趣旨はこうだ。

「債務者（関西電力）は、国によって、福島第一原発の事故原因を解明した上で、『原発の安全設計審査指針』『原発の耐震設計指針』『原発の安全評価に関する審査指針』『原発の技術基準を定める通産省令』が改定され、新安全審査指針および技術基準に適合したとする定期検査が完了するまで、七基の再稼働をさせてはならない」と。

つまり新しいスタンダードができるまで、古い基準で建

設された七基の原発再稼働を禁止してほしいという、極めて控えめな要求である。

井戸謙一ら滋賀県下の八人の弁護士が訴訟代理人を引き受けたが、今度の仮処分申請は、フクシマ原発事故以降、初めての司法の場での争いとなった。井戸ら弁護士は仮処分が認められない場合は、本訴にもちこみ、裁判で堂々と争う意志を固めている。

### 【原発訴訟は連戦連敗】

一九五四年が日本の原子力開発元年だとすでに述べたが、一九六〇年代、茨城県東海村に研究用原子炉、福井県や福井県に原発が建設される時期、地元からの誘致があった。「原子力が夢のエネルギーだ」と多くの人が信じていたからだ。一九七〇年代に入り、原発の危険性をめぐって安全論争が巻き起こり、新規建設予定地の周辺住民から反対運動が盛り上がりを見せる。

初めての原発訴訟は、一九七三年、四国原発伊方一号原発訴訟だ。京都大学原子炉実験所のいわゆる熊取六人組が住民へ理論的な支援を行ったことは、前回の「抗う人」で紹介したとおりだ。その伊方原発訴訟は最高裁が原告の上告を棄却（九二年一〇月）、以後、住民訴訟は連戦連敗だ。

東海第二原発（提訴七三年一〇月）。

福島第二原発一号機（提訴七五年一月）。

伊方原発二号機（提訴七八年六月）。

女川原発一号機、二号機（提訴八二年二月）。

高速増殖炉もんじゅ（提訴八五年九月）。

泊原発一号機二号機（提訴八八年八月）。

志賀原発一号機（提訴八八年二月）。

福島第二原発三号機（提訴九一年四月）。

高浜原発二号機（提訴九一年一〇月）。

柏崎原発一次提訴（七九年）、二次提訴（八〇年）。

志賀原発二号機（提訴九九年八月）。

島根原発一号機、二号機（提訴九九年四月）。

ターニングポイントとなったのは、高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れの事故だ。初臨界からわずか一年、冷却材の液体ナトリウムが漏れ炎上する事故（一九九五年）を受け、名古屋高裁金沢支部はもんじゅ設置許可の無効確認の判決を言い渡した。日本で初の住民勝訴判決だ（二〇〇三年一月。のち最高裁で住民側が逆転敗訴）。

商業用原子炉では、北陸電力志賀二号機訴訟で、二〇〇六年に住民勝訴の判決が言い渡された（もちろん裁判長は井戸謙一である）。しかしその志賀原発訴訟は控訴審で住民側が逆転敗訴、最高裁は住民の上告を棄却。

志賀原発訴訟ののちも、中部電力浜岡原発一号から四号

機（提訴二〇〇二年四月）など原発の建設（あるいは運転）差し止め訴訟が続くが、住民勝訴判決が言い渡されたことはなく、ずっと住民側敗訴が続いている。

この他、被曝した原発下請け労働者の労災認定裁判、「トイレのないマンション」と揶揄される原発の最大のウィークポイントである放射性廃棄物や核燃料サイクル事業をめぐる裁判が相次ぐ。

ウラン濃縮事業許可無効確認訴訟（提訴八九年七月）。  
低レベル廃棄物埋蔵事業（提訴九一年）。

高レベル廃棄物貯蔵事業の許可取消し訴訟（提訴九三年）。こちらも住民敗訴の連続である。

### 【なぜ住民側は原発訴訟で負けるのか】

——原子力開発は高度に専門的な工学技術ですが、裁判官はいわば素人です。裁くことは困難だと思いませんか。

井戸・日本初の住民訴訟の伊方原発訴訟の提訴が一九七三年。以来、たくさんの原発訴訟があらこちらの裁判所で争われました。ですから、住民の代理人の弁護士さんたちはいろいろ工夫をして、争点について説得力ある立証をしますから、私のような素人でもきちんと論点整理をしてジャッジできると思いました。

ただし志賀原発訴訟では書証が千点を超し、なかには本



一冊まるのまま提出されると、参りましたね。時間は限られていますから。

——なぜ住民側は原発裁判で負けるのですか。

井戸・私には分かりません(苦笑)。マスコミの方からインタビューを受けると、その質問を受けるので困ります。

裁判官の中には、裁判例の支配的傾向や最高裁の考え方に沿って判断しようとする傾向があります。裁判官によって判断がバラバラでは、社会も困りますから、社会の安定のためには必要なことです。しかし、その傾向が強くなりすぎると、現場の裁判官は、自分が正しいと信じる思い切った判断ができないことになってしまいます。最高裁は、原子力開発に対して強い意思を示していますので、慎重すぎる裁判官には、そのことが影響を与えたということはあつたかもしれません。

### 【日独裁判官物語】

「司法と原発」を考える上で、わたしはドイツの実例を思い浮かべずにはいられない。

一九九九年、刑事事件での裁判員制度や法科大学院など司法制度「改革」が議論された際、弁護士らがカンパして製作した映画『日独裁判官物語』(片桐直樹監督)を見たときの驚きをいまでも鮮明に覚えている。

日本の裁判官が宅調といって自宅でも朝早くから夜遅くまで書証調査や判決文作成に追われるのに対して、ドイツの裁判官はスクーターで裁判所に通勤し、どこまでも市民とともに民主的な社会を作っているという姿勢である。

裁判官一人当たりの事件件数は、日本はドイツの二二倍。もつとびつくりするのは違憲判決の件数でドイツは五〇〇件を超す一方で、日本ではそれほど多くはない。

一番びつくりしたのは、ドイツの裁判官がドイツ国内のNATO基地への核兵器配備に反対し抗議のため座り込み、警察官に逮捕されるシーンだった。

ドイツではナチス時代の反省から裁判官にも「内心の自由」が幅広く認められている。一方、日本では最高裁判所が司法修習生を裁判官に任官や再任しないケースが毎年続く。青法協(青年法律家協会)のケースを含め五〇人を越す。箕面忠魂碑訴訟の原告を両親にもつ神坂直樹が最高裁から任官を拒否され、裁判を闘ったのは記憶に新しい。

ドイツ南西部のバーデン＝ヴュルテンベルク州では、黒い森が酸性雨で枯れかかったことをきっかけに、一九七〇年代から近くの原発建設計画に対し、市民が大規模なデモや裁判を行い、ついに原発計画を州政府はあきらめた。ドイツとイタリアは共に脱原発を決めた。一方、フランスやアメリカはいまなお原発を推進する。違いは核兵器の保有

の有無だ。日本にも核保有疑惑をもたれる由縁だ。その日本とドイツだが、司法が市民に開かれているかどうかが一番の違いではないだろうか。

## 【司法の原発責任】

ヒロシマ・ナガサキの被爆国日本が、なぜ五四基をかかえる「原発大国」になったのか。

それは原発が巨大な利権だからにほかならない。

「政界、官界、財界の『鉄のトライアングル』に学界、メディアを加えた五角形の『ペンタゴン』体制だ」とあるノンフィクションライターはいう（山岡淳一郎『原発と権力』ちくま新書）。わたしはこれに司法を加えた六角形が「原子力ムラ」の実態だと思う。

日本では志賀原発の金沢地裁判決、もんじゅの控訴審判決を除けば、原発裁判は住民側の二〇連敗だ。司法が巨大利権のゴールキーパーだ。司法が利権を守ってきた。

井戸謙一ら若狭原発の再稼働禁止仮処分申請の先輩格にあたる、浜岡原発差止訴訟の弁護団長、河合弘之は原発裁判の本質は巨大利権との闘いだという。

「いままで私がやってきた中国残留孤児の国籍取得などは、日本の戦後責任に対する追及ではありませんが、大きな岩盤にあたることはありませんでした。いわば『権力のコ

アと関係ないところ』での闘いだっただけです。しかし、反原発闘争のような大きな利権に対する闘いは、その利権構造側の人々の敵意と憎悪に向き合わねばなりません。そして、様々なところから攻撃がくるのです」と述べている。

しかし三・一一をきっかけに裁判官の顔つきが変わったという。「おおげさなことをいう変な人たち」「ありもしないことを「来るぞ、来るぞ」という狼少年」と思われてきましたが、フクシマ原発事故の過酷な実態を見た裁判官は「自分の地元でも原発事故が起きたら大変だ」と思うようになった」という（『月刊マスコミ市民』二〇一一年九月号）。

司法の原発責任は大きい。政治家と官僚が「国策」として原発を推進する中、原発に反対する周辺住民や都会の市民は、民主主義最後の砦・司法に希望を託すほかない。

司法の原発責任の問題は、決して過去の問題ではない。司法は市民の生命と暮らしをどう守るのか。原発の「再稼働禁止」を求める裁判が、司法のいまを厳しく問いつめる。原発の問題は工学的な問題だけではない。どういう社会を作るのか、日本の民主主義そのものが問われている。（文中敬称略）

にしむら ひでき

一九五一年生まれ。ジャーナリスト。著書に「北朝鮮抑留く第十八富士山丸事件の真相（岩波現代文庫）、天阪で闘った朝鮮戦争く吹田・枚方事件の青春群像（岩波書店）